

もしもの時の心得を知っておこう！

災害の種類によって対応が異なります。速やかに対応できるよう事前に把握しましょう！

風水害

避難は運動靴で

裸足・長靴はNG。
ひもで締められる
運動靴で避難を。



足下に注意

水面下には思わぬ
危険も。長い棒を
杖代わりに、安全
に避難を。



火山

警報に注意

気象庁が発表する
噴火予報・警報に
注意。



安全な登山計画を

対象山域の最新情報
を入手し、入山中に
考えられる危険への
対策を前もって立て
ておく。



津波

海や川から離れ、高台へ

揺れを感じたら、警
報等が発表されてい
なくても、海や川か
ら離れ、高いところ
へ避難を。



波が落ち着くまで注意

いったん波が引い
ても、警報等
が解除されるま
では海岸に近づ
かない。



地震

身を守る

地震を感じたら、
まず自分や家族の
身の安全を確保。



火の始末

揺れが収まった
ら、調理器具等
の火を消す。



日頃からの備え

避難場所ですべて必要なものを準備し、いつでも持ち出せる場所に備えておこう！



□貴重品



□救急箱



□乾パン・缶詰



□お菓子



□飲料水

非常食品
⇒最低3日分、できれば1週間分
備蓄しておきましょう。特に
離島は物流が滞ることも予想され
るため、事前の備えが大切です！



□軍手・スリッパ



□着替え・歯ブラシ



□ラジオ

□懐中電灯

□モバイルバッテリー



詳しくはこちら▲

災害時に役立つWEBサイト・SNS



鹿児島県
危機管理・防災HP



鹿児島県
防災WEB



鹿児島
地方気象台



鹿児島県
河川砂防情報システム



鹿児島県
危機管理防災局
X (旧Twitter)



鹿児島県
道路維持課
X (旧Twitter)

〈問い合わせ先〉 災害対策課 TEL:099-286-2276

令和7年5月1日から一定規模以上の

盛土等には知事の許可が必要になります。

鹿児島県では令和7年5月1日(木)に宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)に
基づく規制区域を指定し、盛土等の許可制度を開始しました。

どんな工事が許可対象なの？

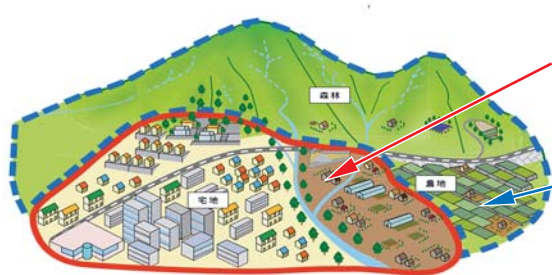
盛土・切土・土石の仮置き
のうち、対象規模に該当するものは、許可・
届出が必要です。



(例)・宅地造成するための盛土・切土
・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土
・残土処分場における盛土・切土
・土石のストックヤードにおける仮置きなど

規制区域はどの範囲？

鹿児島県は「**県内全域**」を
次の規制区域のいずれかに指定します。
※ 鹿児島市内は鹿児島市で指定を行います。



■宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば
人家等に危害を及ぼしうるエリア

■特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、盛土等が
行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

盛土を安全に保つ責務

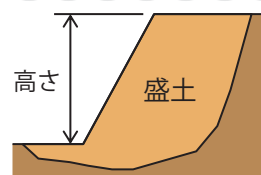
過去に行われた盛土等も含めて、
土地所有者等が常に安全な状態に
維持する必要があります。



盛土等の崩落による災害
から国民の生命・身体を
守るため、危険な盛土等
を規制するものです。

◀大雨に伴う盛土崩落に
よる大規模な土石流災害
(令和3年 静岡県)

例えばこのような工事が許可対象となります。



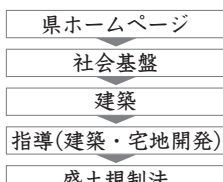
■宅地造成等工事規制区域

盛土で高さが**1m超**の崖を生ずるもの

■特定盛土等規制区域

盛土で高さが**2m超**の崖を生ずるもの(1m超は届出)

各市町村の区域図や対象規模など
詳しくは鹿児島県HPをご確認ください。



ホームページはこちらから



〈問い合わせ先〉 盛土対策室 TEL:099-286-3695